

「ふくい環境フェア2014」開催委託業務企画提案公募要領

この要領は、「ふくい環境フェア2014」開催の業務を委託するにあたり、企画提案を広く募集し、受託事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 業務の名称

「ふくい環境フェア2014」開催委託業務

2 業務の目的

多くの県民にいろいろな地球温暖化対策に関する取組みに触れてもらう機会としてフェアを開催し、県民一人ひとりが環境について考え、行動する県民運動への参加を幅広く効率的に働きかけ、運動を盛り上げる。

今年度は、東京おもちゃ美術館から「木育キャラバン」を誘致し、体験型のイベントを実施することで、県民意識のより一層の醸成を図る。

3 業務の内容

(1) 委託業務の内容

「ふくい環境フェア2014」開催委託業務仕様書のとおり

(2) 委託期間

契約締結日から平成26年11月30日（日）まで

4 応募の対象となる者

この企画提案に応募できる者は、次の要件のすべてを満たしている者とする。

- (1) 県内に事業所を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する要件に該当しないこと。
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とするもの、もしくは暴力団または暴力団員の統制下にあるものでないこと。
- (4) 県税を滞納していないこと。

5 応募に必要な資料

(1) 応募資料の交付

応募資料については、次のとおり交付する。

①交付期間	平成26年7月14日（月）～平成26年7月30日（水） （土・日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）
②交付場所	環境ふくい推進協議会事務局（福井県安全環境部環境政策課内）
③交付資料	ア 「ふくい環境フェア2014」開催委託業務企画提案公募要領 イ 「ふくい環境フェア2014」開催委託業務仕様書 ウ 委託契約書（案） エ 過去実績に関する資料

④交付方法	「②交付場所」での手交または環境ふくい推進協議会のホームページ (URL http://www.kankyuu-fukui.jp/kankyuu-fukui/skg/) に掲載しているデータのダウンロード
-------	--

(2) 企画提案書の提出

企画提案に参加する者は、次により企画提案書を提出するものとする。

①期限	平成26年7月30日(水)午後5時15分まで(必着)
②提出方法	持参または郵送
③提出先	環境ふくい推進協議会事務局(福井県安全環境部環境政策課内)
④提出書類	ア 企画提案参加申込書(別紙様式3) イ 事業計画書(別紙様式4) ウ 積算内訳書(別紙様式5) エ その他企画提案を説明するのに必要な書類(用紙の大きさは日本工業規格A4とする。) オ 当該事業を適切に実施する十分な実績がある場合、その実績の内容が分かる書類(事業のちらし等・大きさは任意) カ 企画提案参加事業者の概要、事業内容等が分かる書類(企業案内等・大きさは任意) キ 直近2期分の決算報告書(貸借対照表および損益計算書)の写し ク 会社については商業登記簿謄本の写しまたは登記事項証明書の写し、個人事業主については個人事業の開廃業等届出書の控えの写し ケ 県税事務所または嶺南振興局が発行する県税に滞納がない旨の証明書
⑤提出部数	ア～オは各8部(うち7部は写し可) カ～ケは1部

(3) その他

ア 提出された企画提案書について、委託者(以下「主催者」という。)から内容についての質問および補正を命じることがある。

イ 提出後における企画提案書の追加および変更は認めない。

ウ 提出された企画提案書は返却しない。

6 説明会の開催

説明会を次のとおり開催する。

なお、説明会に出席を希望する場合は、「説明会参加申込書」(別紙様式1)に必要事項を記入のうえ、ファクシミリまたは電子メールにより申込をすること。

(1) 開催日時 平成26年7月17日(木)午前10時00分から

(2) 開催場所 県庁10階1006会議室

(3) 参加人数 参加者は各事業者につき2名までとする。

(4) 申込先 環境ふくい推進協議会事務局(福井県安全環境部環境政策課内)

- (5) 申込期限 平成26年7月16日(水)正午まで(事前の申込がなくても、空席があれば参加できます。ただし、満席になり次第、受付を終了します。)
※ 説明会への出席は応募の必須条件ではありません。

7 質問および回答

本業務に関する質問については、原則として「質問書」(別紙様式2)を提出するものとする。

(1) 提出先等

- ア 提出期限 平成26年7月23日(水)午後5時15分必着
イ 提出先 環境ふくい推進協議会事務局(福井県安全環境部環境政策課内)
ウ 提出方法 ファクシミリまたは電子メール

(2) 回答

質問に対する回答は、次のとおり行う。

ただし、質問または回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

- ア 回答方法 環境ふくい推進協議会のホームページ
(URL <http://www.kankyou-fukui.jp/kankyou-fukui/skg/>) に随時掲載する。
イ その他 提出期限までに到着しなかった質問書は、原則として回答しない。

8 受託者の選定

(1) 選定方法

受託者は、「ふくい環境フェア2014」開催業務委託選定委員会(以下「選定委員会」という。)において選定する。

提出された提案書について、必要に応じてプレゼンテーションを実施することがある。実施する場合は、応募者に、その日時および場所を別途連絡する。

(2) 審査基準

提出書類およびプレゼンテーションの内容を基に、選定委員会が次の審査項目により審査して、本業務委託契約の相手方を特定する。

(審査項目)

- ア 提案内容の優良性
イベント・出展の内容が充実していること。
イ 提案内容の実現性
実現性の高い内容であること、また、応募者に提案事業を実施する能力が認められること。
ウ 必要経費
業務内容に見合った適切な経費であること。
エ その他
同種事業の実績など選定委員会において必要とする項目を設けることができる。

9 受託者の選定結果の発表

- (1) 審査の結果、委託上限額（2,342,000円）の範囲内で、優秀な企画提案書を提出した応募者を委託予定事業者として選定する。
- (2) 選定結果は次のとおり発表する。

①日時	平成26年8月上旬
②方法	すべての応募者に文書により通知する。

10 契約

(1) 契約の締結

委託予定事業者と企画提案書等をもとに協議し、協議が整った場合に契約を締結する。この協議の際、提出された企画提案書の内容・経費を一部変更する場合がある。

(2) 契約書・契約保証金等

別に定める契約書（案）のほか、福井県財務規則ほか関係法令等の定めるところによる。

(3) 契約締結の取り消し

次の場合には、主催者は契約締結を取り消す場合がある。

ア 委託予定事業者が、契約の締結に応じないとき。

イ 委託予定事業者の財政状況悪化等により、業務履行が確実でない恐れがあるとき。

ウ その他、委託予定事業者の社会的信用を損なう行為等により、業務委託が不可能または不適當となるような事情が生じたとき。

11 公正な公募の確保

- (1) 応募者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 応募者は、競争を制限する目的で他の応募者と参加意思および提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) 応募者は、委託予定事業者の選定前に、他の応募者に対して企画提案書を意図的に開示してはならない。
- (4) 応募者が連合し、または不穏な行動等をなす場合において、企画提案公募を公正に執行することができないと認められるときは、当該応募者を参加させず、または公募の執行を延期し、または取りやめることができる。

12 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。
- (2) 提出された企画提案書は、本件業務における委託事業者の選定以外の目的で使用しない。
- (3) 企画提案に係る一切の費用については、応募者の負担とする。
- (4) 本件業務に関し、主催者から受領または閲覧した資料等は、主催者の了解なく公表または使用してはならない。

1.3 応募先および問い合わせ先

- (1) 名称 環境ふくい推進協議会事務局（福井県安全環境部環境政策課内）
- (2) 所在地 〒910-8580 福井市大手3丁目17-1
- (3) 連絡先 電話 0776-20-0302（直通）
FAX 0776-20-0679
（土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）
電子メール ecolife@pref.fukui.lg.jp